

介護のとびら

問い合わせ先
地域包括支援センター
(保健福祉課地域包括支援係)
(31)2510

自分の権利を守るために〜成年後見制度について〜

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分な方に対し、財産や権利を守るための支援をする制度です。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、次の2種類があります。

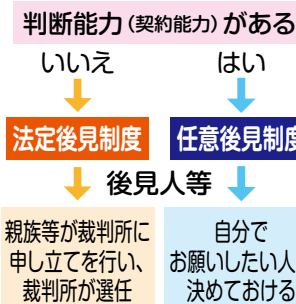
① 任意後見制度

自分が元気づちに、将来判断能力が低下したとき、誰にどんな支援をしてほしいかをあらかじめ決めておくことができる制度です。

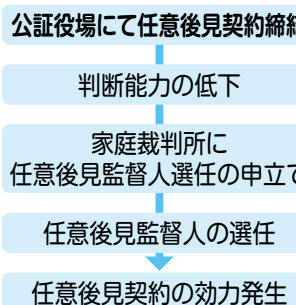
② 法定後見制度

判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。

成年後見制度



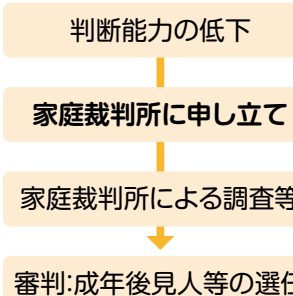
任意後見制度



利用方法

『任意後見制度』は、あらかじめ自分で選んだ人(任意後見人)と公証役場にて契約(任意後見契約)を結びます。その後判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

法定後見制度



『法定後見制度』は、本人の判断能力が不十分になった後、本人や配偶者、4親等以内の親族などが家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所によって後見人等が選任されます。

報酬

後見人等に対し、毎月報酬が支払われます。法定後見人に対しては、本人の財産額や後見事務の内容によって家庭裁判所が決定した額が、任意後見人に対しては、任意後見契約に基づいた額が支払われます。

成年後見制度利用支援事業

町では、法定後見制度の利用にあたり、審判開始の申し立てや申立て費用、報酬の支払いなどが困難な方に対し支援を行っています。主な支援内容は次のとおりです。

① 町長による審判開始の申し立て

② 申し立てにかかる費用の助成

③ 選任された成年後見人等に支払う報酬の助成

利用できる方や助成内容には要件があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。地域包括支援係までお問い合わせください。



※

『生活・介護支援サポーター養成講座』

受講生募集中!
令和9年1月20日(水)
午前9時30分〜午後4時
※事前申込制です。開催日の7日前までにお申し込みください。

申し込み・問い合わせ先
保健福祉課
地域包括支援係
(31)2510

お知らせ



※

『生きがい教室』
10月9日(金)
午後1時30分〜3時
場所 エコールみよた

※

『音楽でこころと脳との健康づくり(音楽療法②)』
講師 音楽療法士 北畑道子氏

※

『栄養改善教室』
第4回 11月27日(金)
午後1時30分〜3時30分
定員 10名
場所 エコールみよた 2階調理室

※

『たんばく質でつくる! 元気な毎日』
講師 町保健福祉課 管理栄養士、保健師
※事前申込制です。定員に達し次第申し込みを締め切りますので、お早めにお問い合わせください。

第32回 小田井宿まつりが開催されました

8月16日(日)、御代田の夏を締めくくる小田井宿まつりが今年も開催されました。皇女和宮が徳川家茂に降嫁した際の行列が再現され、皇女和宮に扮した少女と拝領人形をかごに乗せ、当時を再現した衣装を身に着けた行列が宿場内を練り歩きました。その他さまざまなイベントが催され、訪れた人々が楽しむ様子が見られました。

